

議案第143号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料2 高齢者部分休業制度に係る地方公務員法の規定について

1 目的

加齢による諸事情への対応及び地域ボランティア活動への従事などの地域貢献等を想定し、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応することを目的とする。

2 概要

公務の運営に支障がないと認める場合に、職員からの申請に基づき、必要と認められる期間で部分休業を認めるもの。

国家公務員にはない地方独自の制度として平成16年に創設。

3 制度の内容

(1) 対象者

高齢者部分休業の対象となる職員は、次に掲げる職員以外の職員とされている。

ア 地方公務員法で適用除外としている職員

- ① 再任用職員
- ② 会計年度任用職員
- ③ 臨時的任用職員
- ④ 任期付職員

イ 地方公営企業法又は地方公営企業等の労働関係に関する法律で適用除外としている職員

- ① 地方公営企業に勤務する職員
- ② 技能労務職員

(2) 高齢者部分休業をすることができる時間等

1週間の勤務時間の一部について勤務しないことができるものと規定されており、その他の必要な事項は条例で定めることとされているため、高齢者部分休業をすることができる時間、対象年齢及び取得単位等は条例に規定することとなる。

(3) 高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与

高齢者部分休業により勤務しない時間については無給となる。

4 他自治体の導入状況

令和3年4月1日時点における全国の自治体の制度導入状況は以下のとおり（令和3年12月24日付総務省資料から抜粋）。

（単位：団体）

全体	都道府県	指定都市	市区町村
253	24	7	222
(14.1%)	(51.1%)	(35.0%)	(12.9%)

※阪神間においては、尼崎市及び三田市は令和5年4月1日からの導入について条例制定済み。